

障 発 0 6 0 3 第 3 号
令 和 8 年 6 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の公布及び施行について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号。以下「地方分権一括法」という。）については、本日公布され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正に係る部分は同日に施行することとされたところである。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）」（令和8年6月3日府分推第49号内閣府事務次官通知）に基づき、下記のとおり障害者総合支援法の一部改正部分に関する趣旨及び主な内容を通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 趣旨

地方分権改革については、毎年、内閣府において地方公共団体からの提案を受け付け、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等に関し、各制度を所管する省庁とともに当該提案への対応方針について検討を行い、政府として閣議決定を行っているところである。

今般、昨年12月に決定した「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」

(令和7年12月23日閣議決定)を踏まえ、障害者総合支援法について所要の措置を講ずるものである。

第2 障害者総合支援法の一部改正部分に関する主な内容

- 1 都道府県は、障害福祉サービス事業者等に対し、障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保のための費用に対する補助金の交付その他の必要な援助を行うことができるものとする。(障害者総合支援法第78条の2第1項関係)
- 2 都道府県は、1の補助金の交付を行う場合には、当該補助金の交付に関する事務(交付の決定を除く。4において同じ。)を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。(障害者総合支援法第78条の2第2項関係)
- 3 国は、都道府県が1の補助金の交付を行う場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が障害福祉サービス事業者等に対して補助した金額の全部又は一部を補助することができるものとする。(障害者総合支援法第95条第3項関係)
- 4 国民健康保険団体連合会は、都道府県から委託を受けて行う1の補助金の交付に関する事務を行うものとする。(障害者総合支援法第96条の2関係)

第3 施行期日

障害者総合支援法の一部改正部分は公布の日(令和8年6月3日)に施行するものとする。 (地方分権一括法附則第1条第1号関係)

第4 施行に向けた留意事項

令和7年度補正予算により実施している「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業」については、国民健康保険団体連合会において当該事業の補助金支払等に対応するシステムを構築していないため、当該事業については、引き続き各都道府県において補助金支払事務等に対応する必要があることについて留意されたい。